

令和三年第一回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和三年五月十日 午前十時〇〇分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和三年五月十日 午前十時五十八分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 藤田 伸 主 幹 佐藤 健

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光	財 政 課 長	三 上 孝 之
経営戦略課長	葛 西 昭 仁	税 務 課 長	佐 々 木 克 尚
住民課長	森 篤	福 祉 課 長	久 保 田 整
農政課長農委事務局長併任	木 村 宣 文	建 設 課 長	神 昭 彦
上下水道課長	清 野 健 志	会計管理者会計課長兼務	高 木 勝 則
監査委員	工 藤 友 良	選挙管理委員長	加 福 孝 二
農業委員会会長	安 原 義 太 郎	教 育 長	羽 賀 義 易
学務課長学校給食センター所長兼務	佐 藤 康 文	生涯学習課長	佐 々 木 泰 人

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、報告第 三号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(藤崎町税条例等の一部を改正する条例)

一、報告第 四号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

一、報告第 五号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(藤崎町承認地域経済牽引事業のために設置される
施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の
一部を改正する条例)

一、報告第 六号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(藤 崎 町 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例)

- 一、報告第七号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(藤 崎 町 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例)
- 一、報告第八号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令 和 二 年 度 藤 崎 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 十 一 回))
- 一、報告第九号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令 和 二 年 度 藤 崎 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 十 二 回))
- 一、報告第十号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令 和 二 年 度 藤 崎 町 国 民 健 康 保 険 (事 業 勘 定)
特別会計補正予算 (第 六 回))
- 一、報告第十一号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令 和 三 年 度 藤 崎 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 一 回))
- 一、議案第二十二号 財産の取得の件
- 一、議案第二十三号 令和三年度藤崎町一般会計補正予算案 (第 二 回)

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和三年五月十日

開 議 午前十時

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

ただいまから、令和三年第一回臨時会を開催いたします。

開会前に、四月一日付で人事異動により説明員に異動がありましたので、自己紹介をさせます。

まず、総務課長高木秀光君。総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

総務課長の高木です。町勢発展のため、一生懸命努めてまいります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小野 稔君）

続きまして、税務課長佐々木克尚君。

○税務課長（佐々木克尚君）

四月から税務課長を拝命しました佐々木です。町のために、皆さんの力を借りて少しでも頑張っていきたい、微力ながら頑張っていきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

○議長（小野 稔君）

次に、農政課長木村宣文君。

○農政課長農委事務局長併任（木村宣文君）

このたび農政課長を拝命いたしました木村でございます。町の農業振興のため努力いたしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小野 稔君）

次に、会計課長高木勝則君。

○会計管理者・会計課長（高木勝則君）

このたび会計管理者並びに会計課長を拝命いたしました高木勝則と申します。法令や条例の趣旨にのっとり適正な会計事務の執行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

次に、上下水道課長清野健志君。

○上下水道課長（清野健志君）

上下水道課長を拝命しました清野です。皆様のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

次に、学務課長佐藤康文君。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

学務課長の佐藤です。学校給食センター所長を兼務します。子供たちが安心して通える学校環境づくりに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

次に、議場内での写真撮影について、議会だより編集員に限り写真撮影を許可します。係の方。（「はい」の声あり）

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和三年第一回藤崎町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議記録者の指名を行います。

会議規定第百二十二条の規定により、会議録署名者は、五番奈良完治議員、六番前田信一議員、七番奈良岡文英議員を指名します。

日程第二、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長奈良完治議員。

〔議会運営委員長 奈良完治君 登壇〕

○議会運営委員長（奈良完治君）

改めておはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る五月六日午前十時から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、令和三年第一回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし会期日程については、お手元に配付しておりますとおり、開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、議案審議、採決、閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（小野 稔君）

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元

に配付しております日程表のとおりにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり会期は本日一日とし、お手元に配付しております日程表のとおり決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第三号から報告第十一号まで、議案第二十二号から議案第二十三号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

我が町で誕生したふじリンゴが今まさに満開を迎えて、津軽平野一面白い花、可憐な花が咲いております。今週末の日曜日にはふじ誕生八十周年ということで、リンゴ関係者一同に集って式典が開催されます。議員各位皆さんお忙しい中、大変恐縮ですが、ご出席いただいておりますことを切に願うところでございます。

本日ここに、令和三年第一回藤崎町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。開会に当たり一言挨拶申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、その感染拡大は深刻さを増しており、世界ではおおむね感染者

が一億六千万人、日本でも昨日現在六十四万七千七百六十七人が感染しております。ウイルスの感染により亡くなられた皆様に深い哀悼の意を表したいと思っております。また、現下のコロナ禍において医療や介護などの現場で業務に従事されている方々に心から敬意と感謝を申し上げるものであります。町民の皆様におかれましても、長期にわたり様々なお願いをしておりますが、命と暮らしを守るため、引き続き感染予防対策の取組をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

当町でも国が示す接種の順序に従って、町民が一日も早くワクチン接種を受けられるよう、準備を加速させております。今後、五月二十四日から接種が始まる予定です。ワクチン接種の方法やスケジュールにつきましては、広報やホームページなどで順次お知らせし、議員の皆様には本日臨時議会終了後、議員全員協議会において説明し、混乱のないよう取り組んでまいります。

それでは、本臨時会の開会に当たり、上程されました報告九件、議案二件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例等の一部を改正する条例）。

本報告は、令和三年専決第三号の藤崎町税条例等の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴う所要の改正について四月から適用するため、専決処分したものであります。

報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

本報告は、令和三年専決第四号の藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例等について、令和三年度も延長して四月から適用するため、専決処分したものであります。

報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に

係る固定資産税等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）。

本報告は、令和三年専決第五号の藤崎町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴う所要の改正について、四月から適用するため専決処分したものであります。

報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

本報告は、令和三年専決第六号の藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律に伴う所要の改正について、四月から適用するため専決処分したものであります。

報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例）。

本報告は、令和三年専決第七号の藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例等について令和三年度も延長して四月から適用するため、専決処分したものであります。

報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第十一回））。

本報告は、令和三年専決第二号の令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第十一回）についてであります。今回の補正は、国庫補助事業における新型コロナウイルスワクチン接種事業の準備経費を追加するもので、歳入歳出も二千五百三十六万七千円を追加し、予算規模は百二億三千七百三十万五千円となるものであります。

報告第九号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第十二回））。

本報告は、令和三年専決第八号の令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第十二回）についてであります。今回の補正

は、地方交付税や寄附金などの確定に伴う歳入の増を次年度以降の財源確保のため財政調整基金等に積み立てるなど、予算調整を中心にしたもので、歳入歳出を一億八千四百九十三万二千元を追加し、予算規模は百四億二千二百二十三万七千元となるものであります。

報告第十号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第六回））。

本報告は、令和三年専決第九号の令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第六回）についてであります。今回の補正は、歳入は保険給付事業に対応した県支出金及び繰入金の調整によるもの、歳出は事業の確定見込みによるもので、歳入歳出とも五千二十四万五千元を減額し、予算規模は十八億八千五十七万六千元となるものであります。

報告第十一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第一回））。

本報告は、令和三年専決第十号の令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第一回）についてであります。今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の準備経費及び接種経費の追加を国庫補助事業と年度末に建設協会から寄附していただいた百万円を活用し対応するもの及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する感染拡大防止、新生活様式などに対応した地方創生を図るための事業費を追加するもので、歳入歳出とも一億六千五百六十四万一千円を追加し、予算規模は七十億九千六百六十四万一千円となるものであります。

議案第二十二号財産の取得の件。

本件は買換えとなる除雪ドーザの購入について、地方自治法第九十六号第一項第八号及び藤崎町議会の議決に付するべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

また、契約業者につきましては、三者による指名競争入札の結果、日本キャタピラー合同会社弘前営業所に決定した

ものであります。

なお納入期限につきましては、令和四年三月二十五日までとなっております。

議案第二十三号令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案。

今回の補正は、今年度から実施予定の旧就業改善センター解体事業の追加と社会資本整備総合交付金等の確定による道路新設改良費を追加するもので、歳入歳出とも一億三千七百三十九万三千円を追加し予算規模は七十二億二千九百三万四千円となるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ本職はじめ関係者から詳細にご説明を申し上げたいと思います。何とぞご慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第五、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第三号は承認することに決定いたしました。

日程第六、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例)を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番(浅利直志君)

専決第四号についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例について、令和三年度も延長することには賛同するところでありまして、実際に保険税の減免の取組ですね、県とも出して去年度といいますか、やったんですけれども、実際的に減免をしたというのはコロナウイルスに基づく減収などによる減免措置というのは昨年度はどれぐらい減免措置が講じられたものなのでしょうか。お分かりでしたらお知らせ願いたい。

○議長(小野 稔君)

税務課長。

○税務課長(佐々木克尚君)

昨年度の減免申請に約二百六十万となっております。実際に減免を認めたのが百九十万ほどとなっております。以上です。

○議長(小野 稔君)

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番(浅利直志君)

聞き漏らしたのかもしれませんが、件数は何件ぐらいなんですか。

○税務課長(佐々木克尚君)

ちょっと確認して答えたいと思います。すみません、よろしいですか。すみません。

○議長（小野 稔君）

暫時休憩します。

休 憩 午前十時二十一分

再 開 午前十時二十二分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

お答えします。

件数が九件でございます、申請が九件でございます。九件です、はい。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで、質疑をなしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第四号は承認することに決定いたしました。

日程第七、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町承認地域経済牽引事業のために設置さ

れる施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番(浅利直志君)

藤崎町承認地域経済牽引事業というのは、藤崎町には実際的には該当する事業というのはあるのですか。その辺の実態はどのようになっていますでしょうか。

○議長(小野稔君)

経営戦略課長。

○経営戦略課長(葛西昭仁君)

お答えします。実績はございません。以上です。

○議長(小野稔君)

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番(浅利直志君)

実績はないんだと。これに該当、これにというのは、牽引事業のために設置された施設そのものもないという、ないけれども準備のためにそういうのに備えておきますよという条例なんですか。

○議長(小野稔君)

経営戦略課長。

○経営戦略課長(葛西昭仁君)

おっしゃるとおり、実績としては対象とする施設等、要件がいろいろございます。その中では、対象施設は現在のところございません。準備のために条例を整備するということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野 稔君）

日程第八、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定いたしました。

日程第九、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定いたしました。

日程第十、報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第十一回））を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和三年三月十六日に専決処分した内容ですけれども、全体的にコロナワクチンの接種する準備体制の予算、国庫補助金に基づくものだと思います。ですけれども、その中で、例えば今、需用費というのが八ページにございますのですけれども、八百、六百三十、失礼します、需用費の中の消耗品費六百三十一万円ほど計上しているんですけれども、もうちょっと全協でも多少説明もあったんですけれども、これの内容というのはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。需用費の中の消耗品でございます。内訳といたしましては、接種券、クーポン券というふうにも言っておりますが、シールになっているこういうものの、いわゆる物として発注、これが百三十万円ほど。それから、

集団接種会場、ときわ会病院の特設会場で集団接種を行うに当たり、必要となる消耗品、これが百万円ほど。それから、今日から予約の受付も始まってございますが、予約の受付だったり、事務室で使う消耗品、事務用品、これが一番多くて約四百万円ほど。合わせて六百三十一万四千円を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

同じくその予防費の中で、今の説明の特設会場のための消耗品として百万円ほど計上もしているんだということで、その中で十四節の使用料及び賃借料が主に集団接種会場になるときわ会病院に対する会場借上げ料ということで、七百万円ほど計上なさっているんですけども、期間の年間契約という、七月三十日までの契約で借り上げてこういうことなのか、接種が終わるまでのことで七百万として見積もりしたのか、この会場借上げ料七百万ほどの一応の積算の目安といいますか、根拠といいますか、その辺を明らかにしていただきたい。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。まず、期間につきましては、この段階ではまだはっきりしていなかったわけですが、三月の予算が十六日で専決処分してございますが、翌日の三月十七日から九月の末まで、つまり六か月と半月、六・五か月分を計上、見込んだものでございます。そしてその内訳でございますが、旧青森東洋医学館というときわ会病院の施設がございまして。南側から入っての受付部分とそれから多目的ホールというふうな場所になってございますけれども、しばらく使われていなかったあるいは現在備品などを保管してあったというふうな状況であったものを集団接種会場に変

えるために冷暖房設備あるいは水回り、電気関係、壁、床、天井、そういうふうなものを修繕、手直ししないといけないというふうなもの、その費用を町で借り上げる形で経費として計上するという、それを見積もったところがおよそ七百万円というふうな形でこの金額で計上したものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

三月十六日、これは十六日ですね、の専決処分と、次の四月、三月末でしたかな、また専決処分の案件もあるんですけども、そうしますと、あと集団接種ではときわ会の早い話が旧東洋医学館といますか、裏手の建物を利用するんですけども、あとは樽沢医院の開業医さんでもやりますよね。これに対する例えば会場使用料だとか、そういう類の使用料だとか賃借料までいくんじゃないんだと思いますけれども、その辺のサポートというのはどういうふうになっていらっしゃるんですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。今回のこのワクチン接種の費用につきましては、ワクチンそのものも含め、接種する費用に関しては全額国費で負担するということになってございます。個別接種、今議員のお話のあった樽沢医院、あるいはせきばクリニックは個別接種という種類の接種方法でございますが、この場合の行政からの対応といますか、費用負担といますか、これについては国が示す接種一回当たりの金額二千七十円掛ける税と、二千二百七十七円をもってその費用に充てる。これは接種にかかるいわゆる医師、看護師、そういう人件費、それから請求事務などもございます。問診の

受付などもございます。そういう事務費も含めた、インフルエンザなどと同じでその個別接種をした事業所、医療機関にかかる費用は単価二千二百七十七円だと国が示して、それがまた町のほうにも交付金として来るわけですけれども、その金額でというふうに示されておりますので、個別接種医療機関に対しては、特段、いわゆる会場借上げ料ですとかそういう類のものは見込んでいないものであります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

集団接種に係る費用は、国補助金などで手厚くやるということで、そうしますと個別接種といいますか、医院だとか診療所につきましては、この一回当たり、一人当たりの接種二千二百七十七円、税込みでですね、この中に全ての人件費も、いわゆる問診も含めてやるわけですので、そういうもの、あるいは会場を提供しているあるいは打つ人の人件費ですよね、そういうものも含めて二千二百七十七円でカウントしてそれで了解してもらっているんだというようなことで、それ以上の手当てなりなんなりというのはないということなんですか、というふうな理解でよろしいんですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。基本的には今のお話のとおりであります。ただ、今国からまた新たな情報として入ってきているものは個別接種などの医療機関の医師が休日、土日、祝日に接種した場合には、その二千二百七十七円という単価を引き上げるというふうな話もあるようでございます。現にこの後の全員協議会でもご説明させていただきますが、当町におきましても施設の接種は既に始まってございます。ゴールデンウィーク期間中に接種してございますので、これもま

た休日の祝日の接種をしたわけでございます。これが対象になるのかどうかまではまだ分かりませんが、国の動きとしてはそういう個別接種の一件当たりの費用、二千二百七十七円というものを状況によっては何といたしますか、配慮するというふうな考えもあるようでございますが、現在のところは二千二百七十七円、それ以外は予定されているものはないというものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定いたしました。

日程第十一、報告第九号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第十二回））を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

報告第九号ですね。その中でページ数でいきますと、申し訳ないです、総務費になるんですけども、そのページ数でいくと十、緊急防災減災事業ということで、防災行政無線機能強化事業というものに取り組みましたですね。そして、六百二十万ほどが減額になるということなんですけれども、総務課長になるんですね、この質問。効果というのを、ほとんど取替えをしたんだというようなことなんですけれども、効果というのをどのように評価していらっしゃるでし

ようか。

○議長（小野 稔君）

浅利議員、ページ数は。

○十三番（浅利直志君）

十二と十三ページに関わることです。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。場所によっては近い人、スピーカーの近いうちについてはうるさいという苦情も来ますが、前みたく風が強いとちょっと聞き取れないとか、そういうのは改善されたと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定いたしました。

日程第十二、報告第十号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第六回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第十号は承認することに決定いたしました。

日程第十三、報告第十一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第一回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十一号を採決します。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第十一号は承認することに決定いたしました。

日程第十四、議案第二十二号財産の取得の件を議題とします。

これから質疑を行います。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

今、三社で入札やりましたという報告がありました。コマツさんが当町に大きな工場建ててもらって大変喜んでおります。コマツさんが辞退した理由とかありましたら、お願いします。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

辞退の理由でございますが、理由としましてはロータリー装着が対応できないためということになってございます。
以上です。

○議長（小野 稔君）ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終結いたします。（「あるよ」の声あり）相馬議員。

○十一番（相馬勝治君）

ただいま財政課長のほうから、ロータリーが装着できないと。たしか前にもそういう経緯があったのかなと思ったのですけれども、その辺ちょっと確認できます。前回もたしかさ、ヒタチのタイヤショベル買ったときにロータリーの件で辞退した経緯あったと思ったんですけれども、その辺、休憩でも構いませんけれども。

○議長（小野 稔君）

休憩いたします。

休 憩 午前十時四十二分

再 開 午前十時五十分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

最後です。ロータリーの脱着、付けない場合はぜひ世界のコマツが当町に来ましたので、町長、その辺、十分に前向きに検討していただきたい。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十二号を採決します。議案第二十二号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第二十三号令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

議案の第二十三号ですね、ページ数でいきますと、四ページ繰越明許費という表示に関わることですけれども、旧就業改善センター等解体工事、解体事業、六千四百十五万という明許費を計上しているんですけれども、これを、六千四百十五万ほどの解体費用にかかるんだということについて、これを積算した積算の基礎というのをどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。積算の基礎を説明していただきたい。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。総額六千四百万ということですが、内訳は就業センターの解体工事費、それからくいの引き抜き工事、それからアスベスト除去工事というのが主になります。そのほか車庫の解体、オイルタンクの解体、防火水槽の解体等々があります。また、外構撤去工事費のアスファルトを剥ぎ取る工事等もありまして、全体の割合としてはくいの引き抜き工事が三割、それからアスベスト除去工事が三割、その他の工事が四割ということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。相馬議員。

○十一番（相馬勝治君）

中央にある緑地帯といいますか、木おがってるところありますよね。真ん中辺さ。あれは全部撤去して更地にするという、最終的には更地にするということによろしいんですか。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

樹木も併せて全て撤去して更地にしてやるということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

アスベストの除去工事が全体として三割なんだと。そうすると、三割ほどだということ。それから、くいの引き抜き工事三割程度というふうな説明をなさったように記憶しているんですけども、アスベストはどの箇所にどのぐらいあ

ったのかということについては説明していただけますか。

もう一つは、くいの引き抜き工事というのは、基礎工事部分についてあったくいということですか。内容を説明していただけたらと思います。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

まず、アスベストの分析の調査の結果でございますが、平成二十九年度にも調査をしてございます。その際、煙突部分にアスベストがあると。それから、一階の内部をご存じの方は分かると思いますが、一階の調理室の天井の吸音材、これにもアスベストが入っているということです。それから、二階の部屋二つありますが、そちらの小さいほうの部屋、そちらの天井吸音材にもアスベストが含有していると。それから今回の設計の際に新たに調査した結果でございますが、一階のボイラー室、ボイラー機械室の配管の部分にアスベストがあるということが判明したのと、玄関の風除室から内部の壁について、これは吹きつけ、壁への吹きつけ材にアスベストが含有するというところでございます。それから二階の廊下部分の壁吹きつけ材にも含有している。あと二階の廊下の塩ビのタイルにも含有しているということで、計七か所含有しているということでございますので、そのアスベストの撤去に経費がかかるということでございます。以上です。それから……。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。

○財政課長（三上孝之君）

すみません、くいはですね、先ほど議員がおっしゃったとおり基礎部分にある今まであるくいを抜くということで

ございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

多少、説明、多少というか、説明をしていただいたんですけれども、今回は前回から比べて大幅にアスベスト部分が増えているわけですよね。それで、アスベストが含有されているんだと、天井部分だとかあるいは調理室の部分だとか。そういうような鑑定をしたのは、設計をした、設計を依頼したんですよね。これはどの、設計依頼業者といたしますか、アスベスト判定業者というのはどういうふうになっていらっしゃるんですか。職員がまさか判定したわけじゃないでしょうから。その点を明らかにしていただきたい。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

アスベストの分析については、設計業者を通して依頼をしております。判定の業者のほうは環境保全株式会社というところで判定をいたしておりまして、先ほどの結果のとおりになったものでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十三号を採決します。議案第二十三号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

これをもって本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和三年第一回藤崎町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時五十八分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 奈 良 完 治

署名議員 前 田 信 一

署名議員 奈 良 岡 文 英